

医療法人社団 ビーズメディカル
行動計画（第1回）

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年11月1日～平成32年10月31日まで

2. 内 容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施。

<対策>

- 平成28年11月～ 男性が育児休業を取得しやすい職場環境を整備する為、男性社員に対して育児休業制度などに関する研修を実施し、安心して育児休業を取得でき、かつ復職できる諸制度の内容を分かりやすく周知する。育児休業を取得しやすい雰囲気づくりを行い、育児休業の取得から復職までの理解を深める。

目標2：労働者が子供の看護のための休暇について、従来より利用しやすい制度の導入。

<対策>

- 平成28年11月～ 幼年期の子供の急な発熱などへの対応策として、法に基づく看護休暇日数では、不足する事態が想定されるため、現行の子の看護休暇制度を改正し、子供が一人であっても年間に10日間の子の看護休暇を取得できるよう変更する。育児介護休業規程の整備を行い、当該制度の開始を公表・実施を図る。

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

<対策>

- 平成28年11月～ 社員が安心して出産し育児休業からの復職が可能になるよう、産前休業開始日の前日までに、育児休業規程・育児休業給付金・産前産後休暇に関する案内、及び手続き実施時期に関するタイムスケジュールなどをパッケージ化し、諸制度の内容を分かりやすく周知できるよう整備し、対象者への配布を開始する。

目標4：年次有給休暇の取得促進のための措置実施

<対策>

- 平成28年11月～ 多くの社員が年次有給休暇の取得ができるよう、8月を対象とした年次有給休暇の計画的取得期間の設定を検討する。労使協定の締結並びに就業規則の整備を行い、当該制度の開始を公表・実施を図る。

目標5：短時間正社員制度の導入・定着

<対策>

- 平成28年11月～ 現在、正社員である社員を対象に、本人が希望し、かつ会社が承認した場合に通常の所定労働時間よりも短い短時間正社員制度の設定を検討する。就業規則を整備し、当該制度の開始を公表・実施を図る。

目標6：連続5日間以上の休暇の導入・定着

<対策>

- 平成28年11月～ ワークライフバランス推進のため、年末年始期間に、連続5日間の休暇制度導入を検討する。労使協定の締結並びに就業規則への整備を行い、当該制度の開始を公表・実施を図る。

以 上